

名護市保育士等緊急確保事業助成金  
交付申請に関するご案内

名護市こども家庭部  
保育・幼稚園課

# 名護市保育士等緊急確保事業助成金 交付申請に関するご案内

## 1. 交付対象の確認

名護市内の認可保育施設（公立を除く。以下、「保育施設等」という。）で勤務する、保育士、保育教諭、看護師、准看護師、保健師及び養護教諭並びに認定こども園に勤務する幼稚園教諭（これらを総称して「保育士等」という。）のうち、新規採用された方において交付対象の要件（※1）に該当している場合に、名護市保育士等緊急確保事業助成金（以下、「助成金」という。）を受給することができます。

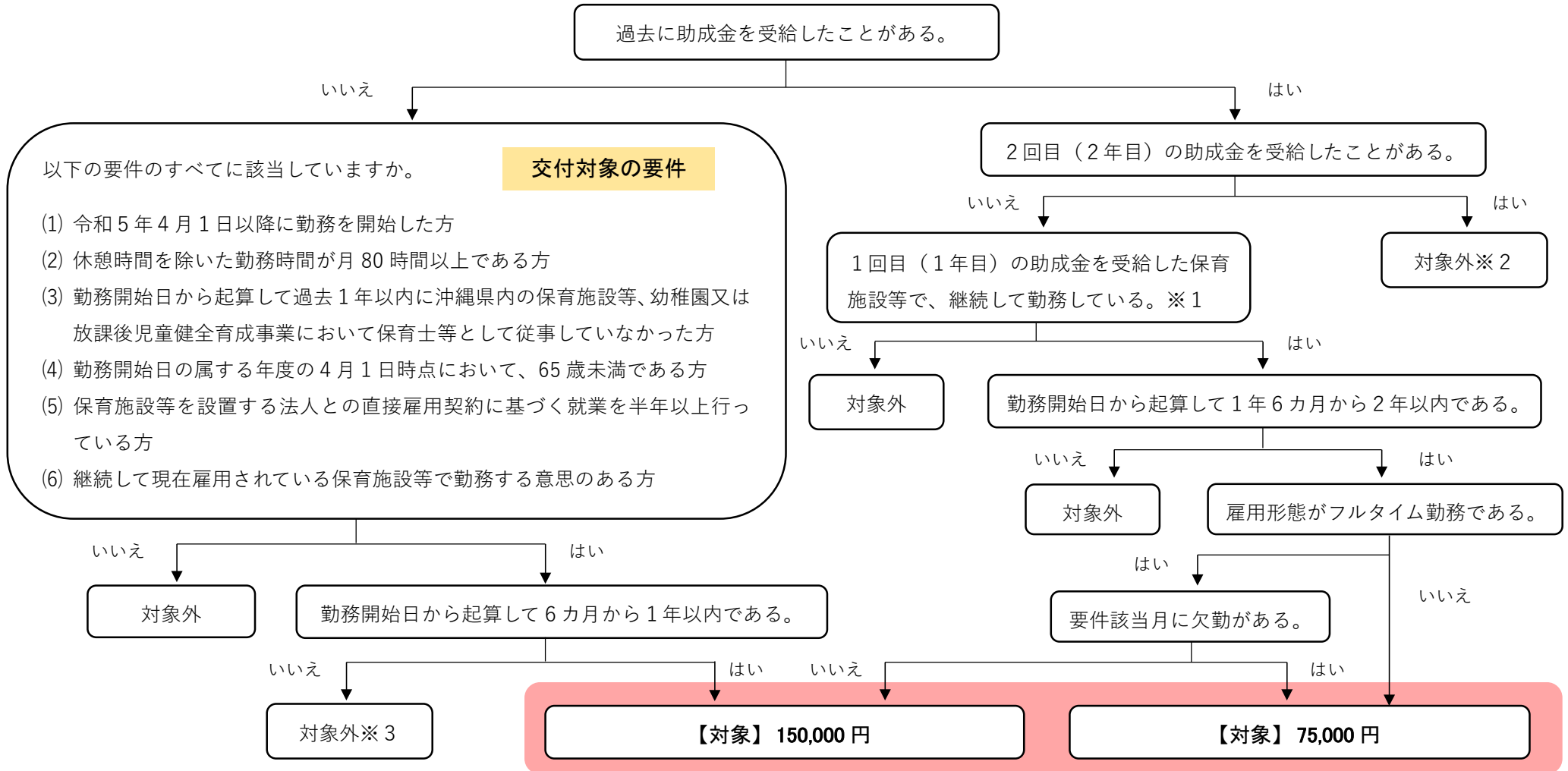
1回目（1年目）は、雇用形態に関わらず一律150,000円を、2回目（2年目）は、フルタイム勤務の方で欠勤（※2）がなければ150,000円を、欠勤があれば75,000円を受給ことができ、パートタイム勤務の方は欠勤の有無を問わず75,000円を受給することができます。

※1 交付対象の要件については、次頁の「助成金交付対象者確認フロー図」（以下、「確認フロー図」という。）をご確認ください。

※2 欠勤とは 無給休暇のことをいいます。  
（年次休暇、シフト休等の有給休暇は、欠勤としません。）

## 助成金交付対象者確認フロー図

名護市内認可保育施設等にて勤務する保育士等（保育施設等の施設管理者の職にある方を除く）が、助成金の交付対象となるか確認するためのフロー図です。



※1 同一法人内において、勤務する保育施設等が変更になった場合を含みます。

※2 名護市保育士等継続応援給付事業助成金の交付対象となる可能性がありますので、名護市ホームページ等よりご確認ください。

※3 交付対象の要件を満たして6カ月以上勤務された際には、助成金の交付対象となります。

こちらのQRコードから確認できます→



## 2. 交付申請

確認フロー図にて、【対象】に該当する方は、申請期間内に名護市保育・幼稚園課窓口にて、交付申請に係る下記書類を提出してください。

- ① 名護市保育士等緊急確保事業助成金交付申請書（様式第1号）
  - ② 雇用証明書（様式第2号）
  - ③ 誓約書兼同意書（様式第3号）
  - ④ 出退勤状況が記録されている書類（要件該当月6カ月分）
  - ⑤ 保育士等の資格証の写し  
（資格証の登録名が旧姓である場合は、氏の変更が分かる書類も提出してください。）
- ※ 1回目、2回目に関わらず、書類の提出をお願いします。
- ※ ②については、勤務する保育施設等に作成していただく必要があります。
- ※ 助成金の交付申請は、確認フロー図にも記載しているとおり、1回目が、勤務開始日から起算して6カ月から12カ月以内に1回、2回目が、勤務開始日から起算して1年6カ月経過した日から2年以内に1回申請できるものとします。  
（上記申請期間を過ぎた方は、名護市保育・幼稚園課までご連絡ください。）
- ※ 産休、育休または病休等（以下「休暇」といいます。）で、1年間で要件該当月が6カ月を満たさなかった場合や、上記申請期間に間に合わない場合は、休暇から復帰された際、交付申請時に「名護市保育士等緊急確保事業助成金勤務休止報告書（様式第4号）」を提出してください。

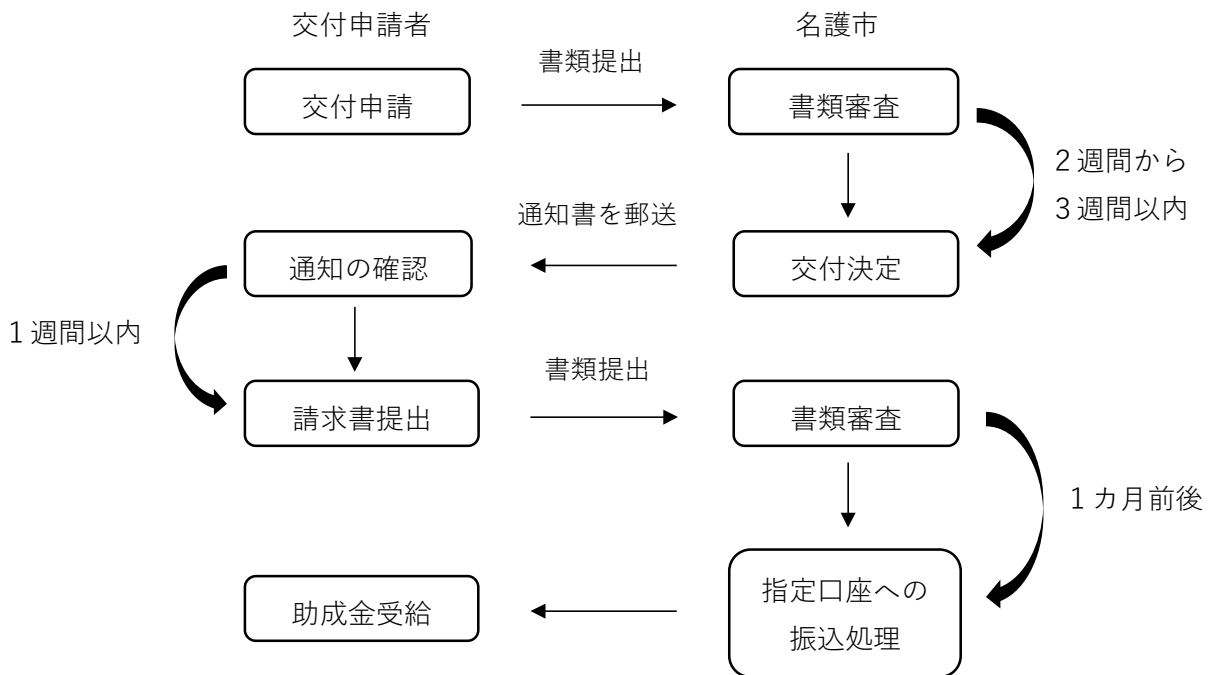
### 3. 交付申請後の流れについて

交付申請後、書類審査を経て助成金支給の可否を決定し、「名護市保育士等緊急確保事業助成金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第5号）」を、交付決定者ご本人宛に郵送いたします。

手続きの流れについては、下記交付申請フロー図をご確認ください。

助成金の交付が決定した方は、名護市保育士等緊急確保事業助成金請求書（様式第6号）および口座情報等の記載がある書類（通帳もしくはキャッシュカード）の写しを名護市保育・幼稚園課に提出してください。

#### 交付申請フロー図



※ 請求書提出の際は、印鑑をご持参ください。  
(内容に不備があった際に、必要となります。)

交付申請日から、おおよそ2カ月後に助成金が交付されます。

## 名護市保育士等緊急確保事業 FAQ【第1版】

令和8年2月27日

No.	質問	回答
1	採用された後に保育士資格を取得した場合、助成の対象となりますか。	対象となります。 保育士資格等の取得率向上につながり、 待機児童の解消となるためです。
2	名護市外に居住している保育士等も助成の対象となりますか。	市内保育施設等にて勤務している保育士等であれば、 市外に居住していても対象となります。
3	昨年まで病院で勤務していた看護師が、今年度より保育園で看護師として勤務する場合、助成の対象となりますか。	名護市保育士等緊急確保事業実施要綱第3条第1項第3号内容に該当しない施設の場合は、過去1年以内に保育士等として勤務していても対象となります。
4	採用2年目の欠勤の有無について教えてください。	採用2年目の1年間を通して、欠勤が1回でもあれば150,000円の受給ができないという訳では無く、80時間以上勤務した月（以下「要件該当月」といいます。）に欠勤がなく、それが勤務開始1年経過日からさらに1年経過する日までに、6カ月以上あれば、「フルタイム勤務（要件該当月に欠勤等がない。）」とみなし、150,000円の受給が可能となります。